


三原市(広島県)

(2005年10月25日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年3月22日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：106,229人(高齢化率 ⁽²⁾ 23.4%)	面積 ⁽³⁾ ：471.02k㎡	
議員数 ⁽⁴⁾ ：37人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,095人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.61	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：93.2%	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：47,186,442千円		
うち、地方税14,273,320千円、地方交付税8,448,767千円		
合併特例債発行予定額31,710百万円／同限度額31,710百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業8.1%、第二次産業33.5%、第三次産業58.4%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：職員課資料。 (6)(7)：決算統計。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧三原市	82,081人	22.3%	204.78k㎡	28人	653人	0.68	86.3%
旧本郷町	10,971人	21.4%	82.19k㎡	16人	105人	0.74	76.4%
旧久井町	5,574人	32.9%	62.17k㎡	12人	83人	0.23	85.9%
旧大和町	7,603人	32.0%	121.88k㎡	14人	83人	0.26	84.8%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、③住民ニーズの広域化・高度化、②地方分権推進> 厳しい財政状況、住民ニーズの多様化・高度化・日常生活圏の拡大に対応し、住民福祉サービスを維持・充実していくための一つの手段として合併を選択。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<③方式、②住民の理解、①関係市町村間の合意> <最も重視したことの具体的な内容> 合併の方式について、合意に至るまで10ヶ月余りの日数を要した。結果、当初の方針は「編入合併」であったが、「新設合併」で合意した。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員> <合併推進の具体的な活動> 意見交換会など。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
意見交換会を経て、「広域行政調査研究協議会」を発足。その後、任意の協議会である「三原市・本郷町・久井町合併推進協議会」を設立。その後、法定協議会である「三原市・本郷町・久井町合併協議会」を設置した。2003年12月には大和町が加入し、「三原市・本郷町・久井町・大和町合併協議会」となった。	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
豊田郡瀬戸田町と事務レベルでの合併協議をしたことがある。しかし、町長・議会・住民の意見統一に至らず、実質的な合併協議はしなかった。現在新たな合併協議はなし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致	
(4) 合併の端緒	
2001年6月、第2回三原市・本郷町・久井町・瀬戸田町首長・議長意見交換会において、意見交換の場から協議する場へ移行。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年7月24日～2003年8月18日）	
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、教育長各1名 計21名 <3市町で設置>
運営上の工夫	特になし。
(6) 法定協議会（設置期間：2003年8月19日～2005年3月21日）	
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無
構成メンバー	首長、助役各1名、議員各4名、住民各2名、都道府県職員（顧問 尾三地域事務局長）、教育長各1名 計37名<3市町でスタートし、4市町で設置>
運営上の工夫	特になし。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
<協議を行ううえでの工夫> 特になし。	
<協議開始および決定の時期>	
	(①方式) (②期日) (③名称) (④位置) (⑤財産)
協議開始：	03年8月 03年8月 03年8月 03年8月 03年9月
合意：	03年8月 03年8月 03年8月 03年8月 03年10月
<決定に至るまでに最も難航した項目と解決策>	
任意の合併協議会において10ヶ月間継続協議を行った。	
<基本項目①「合併の方式」の決定理由>	
最初は編入合併の方向で話し合ったが調整がつかなかった。合併において方式を決めることが先決だったので、新設方式に切り替えた。	

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 電算システムの移行がしやすい連休明けが望ましかったから。		2005年3月22日合併		
<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 決定手続：合併方式と共に決定した。 選定理由：新設合併とするなら、新市の名称は三原市とすることが任意協議会で確認されていた。		公募有・無		
<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 新設合併とするなら、新事務所の位置は旧三原市役所とすることが任意協議会で確認されていた。 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の支所とした。		既存施設・新規建設		
<基本項目⑤「財産の取扱い」> (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし。				
(8) 新市建設計画				
計画の期間：10ヵ年 理由 長期総合計画が10年だったのでそれに合わせた。				
<策定に当たっての工夫> 合併後において健全財政運営を目指すため、起債制限比率を15%以内とすること。合併特例債の起債可能額は、最大限活用すること。				
<関係市町村間での調整が難航した項目> 合併特例債の配分と新市建設計画掲載事業の選択。				
<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫> 個性的な歴史・文化、豊かな自然、港・空港・自動車道・JR・新幹線が存在する、恵まれた交通条件を活かしたまちづくり。				
<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容> 関係市町の総合計画の内容を「各市町の役割分担の方向性」、「拠点・ゾーンと交通軸の設定」の項目に、新市での位置付けを考慮しながら反映した。				
単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	47,144	46,063	43,301	40,709
地方税	14,748(31.3)	14,408(31.3)	15,011(34.7)	15,968(39.2)
地方交付税	9,990(21.2)	8,810(19.1)	8,479(19.6)	8,399(20.6)
歳出合計	45,944	46,063	43,301	40,709
人件費	9,208(20.0)	8,829(19.2)	9,815(22.7)	8,165(20.1)
(参考：一般職員数)	(924人)	(-)	(-)	(-)
公債費	7,751(16.9)	7,393(16.0)	7,874(18.2)	9,299(22.8)
普通建設事業費	10,275(22.4)	10,571(22.9)	6,665(15.4)	4,135(10.2)

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
旧三原市は備後圏都市計画区域（線引き）、旧本郷町は本郷都市計画区域（非線引き）が指定されており、合併後当面は2つの都市計画区域を並存させる。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全16号。配布方法：新聞折込） ・住民説明会の開催（延べ50回開催、延べ2,000人参加） ・HPの開設（2002年9月開設、随時更新、アクセス数約39,500件） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(名 称)：住民投票 (時 期)：2004年3月21日 (対象者)：旧大和町民 (方 法)：投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：合併協議会補助金 7,008,000円	
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	約16,416千円
委託内容	新市建設計画作成業務、条例例規整備業務、協議会だより新聞折込、会議録音業務など。

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (定数特例 (定数37人)・在任特例 (在任期間 年 ヶ月))・無
その理由	より地域の声を議会に反映させるため、及び財政上を考慮したため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (2005年7月19日まで特例措置を適用)・無
その理由	農地法上の事務の停滞も(40日以内での処理)できない、三原市・久井町がいずれも2005.7.19である(本郷は2007.10.17)、統一一般選挙である、という3点の理由から、農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、2005年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する特例を適用した。
(3) 三役	
旧三原市	市長は新市の市長、助役は新市の助役、収入役は新市の収入役。
旧本郷町	町長、助役、収入役は失職。
旧久井町	町長、助役、収入役は失職。
旧大和町	町長は新市の参与、助役は新市の支所長、収入役は失職。
(4) 一般職	
定員管理	今年度行財政改善懇談会の答申を受け、定員管理計画を策定する予定。
給与の調整	<給料表の統一>1市3町の給料表を国に準じた9級行政職給料表に統一。 <給与の再調整・再計算>今年度全職員を再計算し、来年4月から調整を行う。

役職の調整	係長以上のポスト職以外の職位決定は、合併時に職位ごとの基準を定め、ほぼその基準に従って決定をした。	
(5) 組織・機構の整備方法（合併と同時に部・課とも完全に統合）		
旧3町を支所で残し、それ以外は全て本庁と統合。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
該当なし。（合併前の支所・出張所はなかった）		
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有（旧本郷町・旧久井町・旧大和町に設置）・無	
その理由	地域審議会を設置する3町は、合併により区域が拡大して、周辺部の地域住民の意見が合併後の市の施策に反映されにくくなるのではないかという懸念に対応しようとするもの。また、中心部の三原市の場合は、市議会が市民の代表であり、審議会の役割を十分に果たすことはでき、新たに地域審議会を設置しなくても市民の声は十分に聞いて反映できるので審議会を設置しない。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
国民健康保険税	旧三原市の税率に統一。	
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	合併後2年を目途に水道事業計画を策定し、統一した水道料金を決める。	
下水道料金	合併後2年間は現行のおり実施し、その後は新市で統一する。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：原則として、料金算定の基準を統一。格差が大きい場合は1～3年で統一。旧市町独自の使用料については、従前のおり。）		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：合併翌年度から財政運営の状況を勘案した税率に統一する。）		
賦課徴収方法	1市3町とも保険税方式	2005年度から納付回数を8回に統一し、暫定賦課は廃止する。
所得割	旧三原市 7.6% 旧本郷町 5.7% 旧久井町 6.5% 旧大和町 6.5%	2005年4月分から旧三原市の税率に統一。
資産割	旧三原市 10.0% 旧本郷町 10.0% 旧久井町 10.0% 旧大和町 35.0%	2005年4月分から旧三原市の税率に統一。
均等割	旧三原市 24,000円 旧本郷町 22,000円 旧久井町 22,000円 旧大和町 21,000円	2005年4月分から旧三原市の税率に統一。
平等割	旧三原市 24,200円 旧本郷町 22,000円 旧久井町 22,500円 旧大和町 29,000円	2005年4月分から旧三原市の税率に統一。

(12) 介護保険事業（調整方針：介護保険は基本的に全国一律の制度のため調整不要。但し第1号被保険者保険料を除く。）		
第1号被保険者の月額 の基準保険料	旧三原市 3,083円 旧本郷町 3,600円 旧久井町 2,940円 旧大和町 3,170円	合併に伴い、第2期介護保険事業計画の最終年度である2005年度の保険料は新たに集合方式（旧市3町の計画を単純に積み上げ）で算出し、市内全域で統一して設定している。2005年度第1号被保険者の月額 の基準保険料は3,139円。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	オンライン電算業務は、旧三原市・旧本郷町・旧久井町が処理している業務を基本とし、合併時に統合した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
変更した場合、その内容と理由		

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：未算出	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中
総合計画	策定作業中
(3) 合併による効果	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進> 各市町の懸案であった大型プロジェクトが特例債事業として実施することができるようになった。（新市建設計画に位置付けた）</p>	
<p><⑤行財政の効率化> 合併する前は数年先には予算編成が難しくなるような厳しい財政状況にあったが、合併し財政規模が大きくなることでカバーできた。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開> 生活圏の実体に即して、広域的な観点で道路網の整備、公共施設の総合整備、水資源関連事業などの整備ができた。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する、⑥広域化に伴い、サービス水準が低下する> 新たに本庁と支所との連携を取る地域振興課や、旧町に地域審議会を設けることで、周辺部だけが取り残されたり、住民サービスが低下することのないようしている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併前、協議で時間不足から細かいところまで調整できてない部分がある。それが原因で住民サービスが低下しないよう配慮が必要である。</p>	